

あることは、これが女眞文字で、然も當時尙ほ小字の製せられざる時であるから、その大字たるを證するに充分であるといふのは、誠に道理のある次第と思はれる。然も若し如上の理由を以てかく考へ定めるならば、金の郎君行記と同様にまさしく楷體で書かれ、且つ郎君行記に見ゆるものと全然同一の文字、或は同一の元字を多く有する契丹の墓誌の文字をも、また女眞の大字と見なければならぬことになる。しかし此の如きことは絶対に有り得べからざることで、遼の道宗についだ天祚帝が即位したのが一一〇一年の事であるから、此の墓誌の書かれた時にはまだ女眞字は製作されてゐなかつた時であらねばならぬし、また女眞文字の有無に拘はず、當時遼の天子皇后の墓誌銘に、女眞の文字を用ゐたものとは到底考へ得られない。若し大事をとれば、此の陵墓が遼の道宗のものでなく、金代のものではないかと疑つて見るべきであらうが、之については既に述べた如く、記録の上からも疑ないことであるから、かゝる疑義は萬々存しない。そうすれば今日に於ては、契丹文字にも楷體のものも有つたことを認めなければならぬ。そうして金では女眞文字の製せられた後も、契丹字は尙引續いて用ゐられ、章宗の明昌二年(1191)になつて、始めて國史院の契丹字を專寫するものを罷めたのであるから、天會十二年(1134)の郎君行記に用ゐられた楷體の文字は女眞文字では無くして、實は契丹字であるとしても、必ずしも怪しむには足りない譯である。

一體契丹文字が漢字の隸書に出でたことを記してゐるのは、少くとも余輩の知る限りに於ては、書史會要の著者陶宗儀が初めてとあつて、遼代の記録に於ては見當らないやうに思ふ。然らば、陶宗儀は何に據つて上に引いた如く、隸書の半を増損して契丹字數千を製せしめたと書いたのであらうか、多分據は有つたことではあらうが、然も或は單に燕北錄所載の文字に鑑み、而してまた女眞字が楷書に依倣したものであるとの記事に鑑みて、かく書きつ